

# 法律関連職場で働く事務員さんへ 学習会のお知らせです。



法律関連職場で働くみなさん、こんにちは。 **じむこ** です。  
突然ですが、『労働基準法』ってご存知ですか？

## 『労働基準法』とは…

略して「労基法（ろうきほう）」と呼ばれています。  
労働基準法とは、労働条件に関する基本法規であり、憲法第27条第2項（勤労条件の基準）に基づき、労働者が人たるに値する生活を営むために必要な労働条件の最低基準を定めた法律です。

つまり、分かりやすく言うと…

### 有給休暇

～入所後いつから取れるの？  
1年に何日までとれるの？

### 産前産後休暇

～妊娠したけど、産休はいつからとれるの？

### 休憩時間(お昼休み)

～30分しかとれないけど短くない？  
昼休みも電話番しないといけないの？

### 残業手当

～朝早く来ても手当はもらえるの？  
残業手当の計算方法は？



### 生理休暇

～生理休暇を取りたいけど無給なの？

働くあなたのそんな疑問・質問に対する答えが書いてあるのが「労働基準法」です。

労働者の最低限度の権利が定められている法律です。

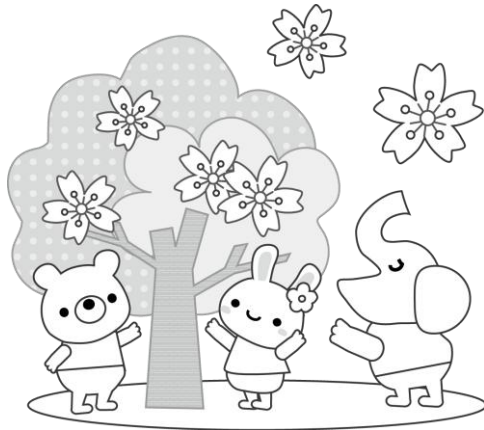
大阪法律関連労働組合では、働くあなたに知っておいてほしいから、労働基準法学習会を企画しました。

安心して働き続けるためにも、労働者の権利について、一緒に勉強しませんか？

学習会の後には懇親会もあります。

事務員の先輩もたくさん参加しているので、

日常業務の分からないこと、悩んでいることなどを相談するいいチャンスでもありますよ☆



## ◆労働基準法学習会◆

日時 **2012年4月26日(木)午後6時30分～**  
(受付は午後6時～)

場所 **大阪弁護士会館 9階 920号**  
講師 **南部 秀一郎 弁護士 (阪南合同法律事務所)**  
資料代 **500円 (組合員は無料)**

※資料の準備の関係上、参加希望の方は事前にFAXでお申し込み下さい。事前申込みなしの当日参加も大歓迎！

連絡先：大阪法律関連労働組合（阪南合同法律事務所 大島 TEL:072-438-7734）

阪南合同法律事務所 大島 宛 (FAX:072-438-3644)

2012年4月26日 「労働基準法学習会」に参加します。

講師への質問等があれば、自由にご記入下さい。

お名前 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_